

会派に関する検討結果

意見書

平成30年10月5日

佐賀市議会 議会運営等改革検討会

はじめに

議会運営等改革検討会では、昨年の改選後に会派数（特に1人会派）が増えたことに伴い、会派について検討を行い、様々な意見が出されたが、その中でも「議会広報広聴委員会、議会運営等改革検討会などの協議調整の場の構成員について」と「代表者会議について」多くの意見が出された。その内容について、次のとおり意見する。

【議会運営等改革検討会委員】（平成30年10月5日現在）

会長	松	永	幹	哉
副会長	中	山	重	俊
委員	御	厨	洋	行
	野	中	康	弘
	山	田	誠	一郎
	野	中	宣	明
	白	倉	和	子
	江	頭	弘	美
	千	綿	正	明
	川	崎	直	幸
	福	井	章	司
	山	下	明	子

検討結果（意見）

Ⅰ 会派について

① 議会広報広聴委員会、議会運営等改革検討会などの協議調整の場の構成員について

現在、議会広報広聴委員会や議会運営等改革検討会などの委員構成は全会派（準会派を含む）から委員を選出している。これに伴い、改選等で会派数が増えた場合は委員数もあわせて増えることになる。

また、「1人会派の議員は必然的に委員となり、視察にも行くことができる。これは議会費の使い方を考えても公平ではない。」との意見が出ており、確かに、議会広報広聴委員会については、議会だよりの編集作業の際に、各会派から委員を出すほうが効率的であり、また、議会運営等改革検討会については、全会派からの声を吸い上げたほうが良いということではあったが、これ以上会派数が増えた場合も考慮し、委員の選出方法については再度検討をお願いしたい。

② 代表者会議について

現在、特別な場合を除き代表者会議には全会派（準会派を含む）の代表が出席している。

しかしながら、議会全体の福利厚生などの議題は、一遍に意思統一できるメリットがあるが、会議の議題によっては正式会派の代表だけで検討可能な議題もある。議題により準会派代表の出席の可否を判断されるのは、招集権者である議長となるので、議題ごとの確認をお願いしたい。

また、現在は正式会派の数より準会派の数が多い状況であるため、同じ比重で意見を言われると、全体の意見がわかりにくくなる恐れがあり、可能な限り正式会派の代表の意見を聞いた後に準会派代表の意見を聞くなどの配慮をお願いしたい。

《協議概要》

Ⅰ 会派について

1 第2回検討会（平成30年4月28日）

会派についてを検討事項とすることに決定。

①議会広報広聴委員会、議会運営等改革検討会などの協議調整の場の構成員について

2 第5回検討会（平成30年7月28日）

【主な意見】

- ・議会広報広聴委員会などは、大会派の議員は委員になりたくてもなれない方がいるかもしれない。1人会派の議員は必然的に委員となり、視察も行けるとするのは、議会費の使い方を考えても公平ではないので委員の選考方法を変えるべきである。
- ・議会広報広聴委員会については、一般質問の内容などがあるため各会派から委員を出すほうが効率が良いということで全会派から委員が入っている。議会運営等改革検討会については、全会派からの声を吸い上げたほうがいいのではないかとということで始まったのが経緯である。
- ・議会の視察は、常任委員会、特別委員会は必ず行くとしても、議会広報広聴委員会や議会運営等改革検討会は必ずしも視察に行かなくてもよいと思う。また、正式会派でなければ議運の委員にはなれないので、議運の視察には正式会派以外は行けないことになる。
- ・議会広報広聴委員会で、議会だよりの原稿確認は直接その議員の携帯に連絡すれば良い。なぜ委員になっていないといけないのかの意味がわからない。
- ・議会費の使われ方は検討して良いと思う。準会派がふえてきたら、視察数などは不均等になるので、見直しはありえる。逆に準会派はいつも忙しいという反面もある。
- ・議会広報広聴委員会や議会運営等改革検討会は協議の場であって、多様性をいかに反映させるかということが一つあると思う。
- ・正式な委員ではなくオブザーバーでも良いのではないかと。

2 第6回検討会（平成30年8月27日）

【主な意見】

- ・議会広報広聴委員会や議会運営等改革検討会は、1人会派を含めてすべての会派が責任を持って関わっていく必要があるということで位置付けられていたと思う。視察に関しても年に1回必ず行く必要は無いし、

もう少しケースバイケースで考えていけばいいと思う。

- ・ 1 人会派がかなり増えて、結果的に議会広報広聴委員会や議会運営等改革検討会が大人数になってきている。
- ・ 議会運営委員会は会派の案分率で委員を出しており、これが基本である。他の委員会がその案分率を考えずに委員の構成を決める場合に、はっきりとした理屈づけができていないことが問題である。
- ・ 準会派が増えてくると、この問題は当然出ることが予測されていた。今の委員構成が本当に望ましい姿なのかの議論は行っていく必要がある。
- ・ 議会内人事の調整等に関する事項は代表者会議になっている。

3 第 7 回検討会（平成 30 年 10 月 3 日）

意見書案について協議、決定。

②代表者会議について

2 第 5 回検討会（平成 30 年 7 月 28 日）

【主な意見】

- ・ 代表者会議において、内容によっては 1 人会派だから参加できて、多数会派ならばその代表しか出られないのはおかしい場合がある。以前の代表者会議（正式会派代表のみの会議）の認識に戻るべき。
- ・ 代表者会議は、議会全体の福利厚生なども多いため、議長や議会事務局の手を煩わせることなしに一遍に意思統一できるようにということもあり、拡大という形になったと思う。
- ・ 合併当初の代表者会議で、賛成する代表者の数が少なかったため第 1 会派の言った意見が通らなかったことはおかしいと思う。
- ・ 代表者会議で、正式会派の 5 人と準会派の 6 人が同じような比重で意見を言われると、全体の意見がわかりにくくなるという問題がある。
- ・ 正式会派だけで代表者会議を行い、決まったことを伝達されるだけとなると、準会派の議員は自分たちの検討結果や気づきを言う打ち返しの場がどこで保障されていくのかが懸念材料である。
- ・ 正式会派の議員は、会派の中で自分の意見は言えるかもしれないが、自分が思うようになるとは限らない。そこはみんな一緒だと思う。

2 第 6 回検討会（平成 30 年 8 月 27 日）

【主な意見】

- ・ 代表者会議を拡大にするのかは、議長の判断だと思っている。

3 第 7 回検討会（平成 30 年 10 月 3 日）

意見書案について協議、決定。

II 検討会の開催実績

回数	開催日	開催時間	協議事項
1回	3月12日	15:01 ～15:33	1 議会運営等改革検討会の運営方法等について (1) 検討会の基本事項について (2) 運営方法等について 2 改革検討事項の協議 (1) 議会運営委員会からの諮問事項について (2) その他の検討事項について
2回	4月27日	13:30 ～14:32	1 検討計画に基づく協議 ①改革検討会で協議・検討する事項の選定 ②検討事項の委員間討議（専門的知見の活用について）
3回	6月1日	9:30 ～10:35	1 検討計画に基づく協議 ①検討事項の委員間討議（専門的知見の活用について）
4回	6月27日	11:10 ～11:42	1 検討計画に基づく協議 ①検討事項の委員間討議（専門的知見の活用について）
5回	7月27日	13:30 ～15:20	1 検討計画に基づく協議 ①検討事項の委員間討議（議会BCPの策定について、議場設備について、会派について）
6回	8月27日	13:30 ～14:47	1 検討計画に基づく協議 ①検討事項の委員間討議（議会BCPの策定について、議場設備について、会派について）
7回	10月3日	13:36 ～13:59	1 検討計画に基づく協議 ①検討事項の委員間討議（議会BCPの策定について、議場設備について、会派について）